



平成18年5月19日

各 位

会社名 セメダイン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 黒川 靖生  
(コード番号 4999 東証第2部)  
問合せ先 取締役管理部長 猪瀬 一弘  
(TEL. 03 - 3442 - 1381)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第72回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- 「会社法」(平成17年法律第86号)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(同13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであり、主な内容は次のとおりであります。
- (1)当社の機関として取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置くことを定め、変更案第4条を新設するものであります。
  - (2)株券発行会社であることを明記し変更案第7条を新設するものであります。
  - (3)定款の定めにより、単元未満株式の権利の制限が可能になったことに伴い、変更案第10条を新設するものであります。
  - (4)定款の定めにより、株主総会の招集に際し、インターネットを利用する方法で、株主総会参考書類等を開示した場合は、株主に対して提供したものとみなすことが可能になるため、変更案第16条を新設するものであります。
  - (5)定款の定めにより、取締役会の書面決議が可能になるため、変更案第25条を新設するものであります。
  - (6)社外取締役および社外監査役については社外適任者の招聘を容易にするため、それぞれ会社との間に責任限定契約を締結できるよう変更案第28条および第36条を新設するものであります。  
なお、第28条の新設につきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。
  - (7)上記のほか必要な規定の加除、表現の変更、移設、条数の整備等を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木)  
定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木)

以 上

(別紙)

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
<b>第 1 章 総 則</b>	<b>第 1 章 総 則</b>
(商号) 第 1 条 (条文省略)	(商号) 第 1 条 (現行どおり)
(目的) 第 2 条 (条文省略)	(目的) 第 2 条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第 3 条 (条文省略)	(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)
(新設)	<u>(機関)</u> 第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>取締役会</u> <u>監査役</u> <u>監査役会</u> <u>会計監査人</u>
(公告の方法) 第 4 条 (条文省略)	(公告方法) 第 5 条 (現行どおり)
<b>第 2 章 株 式</b>	<b>第 2 章 株 式</b>
<u>(株式の総数)</u> 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、4,000万株とする。	<u>(発行可能株式総数)</u> 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。
(新設)	<u>(株券の発行)</u> 第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>
<u>(1単元の株式数)</u> 第 6 条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。	<u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 第 8 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>

現行定款	変更案
<p>(<u>单元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第7条 <u>当社は、1単元の株式数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 <u>当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、单元未満株式の買取り、その他株式に関する手続きおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第9条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(<u>单元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第10条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>  <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>  <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>  <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第10条 当社は、株式につき<u>名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿</u>(以下「<u>株主名簿等</u>」という。)および<u>株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き</u>、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、株券喪失登録、その他株式に関する事務は、これを<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第12条 当社は、<u>株式名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株式名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(<u>実質株主名簿</u>を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを<u>株主名簿管理人</u>に委託し、当社においては<u>取り扱わない</u>。</p>
<p>(<u>株主の届出</u>)</p> <p>第11条 <u>株主</u>(<u>実質株主</u>を含む。以下同じ。)および<u>登録質権者</u>またはその法定代理人は、<u>株式取扱規則の定めるところに従い</u>、<u>所定の用紙により</u>、<u>その氏名、住所および印鑑</u>を<u>名義書換代理人</u>に届出するものとする。<u>届出事項に変更があったときの届出もまた同様の手続きとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の<u>株主名簿等</u>に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年3月31日の最終の<u>株主名簿</u>に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p><b>第3章 株主総会</b></p>	<p><b>第3章 株主総会</b></p>
<p>(招集)</p> <p>第13条 (条文省略)</p>	<p>(招集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p>
<p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 (条文省略)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。<u>その場合には、代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第17条 (条文省略)</p>	<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>(員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任方法)</p> <p><u>第18条</u> (条文省略)</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、株主総会総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第19条</u> <u>取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役、役付取締役および相談役・顧問)</p> <p><u>第20条</u> <u>取締役会の決議をもって、取締役中から代表取締役若干名を定め、そのうち1名を取締役社長とする。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>3. <u>取締役の決議をもって、相談役または顧問を置くことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p><u>第20条</u> (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第21条</u> <u>取締役の任期は、選任後1年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第22条</u> <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>3. (削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第23条</u> <u>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ指名された取締役が招集し、議長となる。ただし、その取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい他の取締役がこれにかわる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集)  <u>第21条</u> 取締役会の招集通知は、会日から<u>1週間</u>前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)  <u>第24条</u> 取締役会の招集通知は、会日から<u>3日</u>前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)  <u>第25条</u> <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会規程)  <u>第22条</u> (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程)  <u>第26条</u> (現行どおり)</p>
<p>(報酬)  <u>第23条</u> 取締役の報酬は、株主総会の決議を<u>もって定める。</u></p>	<p>(報酬等)  <u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける<u>財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によつて定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(社外取締役との責任限定契約)  <u>第28条</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>
<p><b>第5章 監査役および監査役会</b></p>	<p><b>第5章 監査役および監査役会</b></p>
<p>(監査役の定員)  <u>第24条</u> (条文省略)</p>	<p>(員数)  <u>第29条</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一にする。</p> <p>(常勤監査役および常任監査役)</p> <p>第27条 監査役は、互選により、常勤監査役を定める。</p> <p>2. 監査役は、互選により、常任監査役を定めることができる。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第28条 監査役会の招集通知は、会日から1週間前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第30条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役および常任監査役)</p> <p>第32条 監査役は、その決議によって常勤監査役を選定する。</p> <p>2. 監査役は、その決議によって常任監査役を定めることができる。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日から3日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(社外監査役との責任限定契約)</u>
	<p><u>第36条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>
(新設)	<b>第6章 会計監査人</b>
(新設)	<u>(選任方法)</u>
	<p><u>第37条</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
(新設)	<u>(任期)</u>
	<p><u>第38条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
(新設)	<u>(報酬等)</u>
	<p><u>第39条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<b>第6章 計 算</b>	<b>第7章 計 算</b>
<u>(営業年度)</u>	<u>(事業年度)</u>
<p><u>第31条</u> 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の末日を決算期とする。</p>	<p><u>第40条</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>
<u>(利益処分)</u>	(削除)
<p><u>第32条</u> 当社の利益金は、法令に別段の定めある事項を除き、株主総会の決議をもってこれを処分する。</p>	

現行定款	変更案
<p>(株主配当金)</p> <p>第33条 <u>株主配当金は、毎決算期における最終の株主名簿等に記載または記録の株主もしくは登録質権者に対して支払うものとする。</u></p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第41条 <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第34条 <u>当社は取締役会の決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿等に記載または記録の株主もしくは登録質権者に対して、中間配当をすることができる。</u></p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第42条 <u>当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第35条 <u>株主配当金および中間配当金がその支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第43条 <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

以 上